

社会福祉主事養成機関の申請及び届出等について

事 項		【計画書】 1年前までに(※1)	【申請書】 6ヶ月前までに	【届出書】 1ヶ月以内	
新規設置		○	○		
変 更	学 則	修業年限		○	
		養成課程		○	
		入学定員	増加	○	○
			減少		○
		学級数		○	
		学則(その他)			○
	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図(※2)			○	
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地				○
	養成施設の名称及び主たる所在地				○
	養成施設長				○
	カリキュラム				○
	教員(専任教員、教員要件のある科目を担当する教員)				○(※3)
	実習施設(※4)				○
実習指導者				○	
指定取消			○(※5)		
業務報告		毎年6月末までに報告			

※1 計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出となります。

※2 通信課程において面接授業会場等を変更する場合があります。

※3 教員の変更届については、可能な限り変更日以前に届出をお願いします。

※4 実習施設の追加・削除のほか、施設種別、名称、所在地、設置者・経営者の氏名(法人にあっては名称)の変更を含みます。

※5 提出期限に規則上定めはありませんが、在籍生の対応に関する協議があるため、可能な限り6ヶ月前に申請をお願いします。